

# 三次市森林整備計画

計画期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

広島県三次市



## 三次市森林整備計画の樹立にあたって

三次市の森林の歴史をさかのぼると、

北部地域では、古くから砂鉄と木炭を使った**たたら製鉄**が伝わり、江戸時代から明治時代の終わりにかけて、たたらによる鉄の生産が盛んに行われ、製鉄に必要な薪や木炭を生産するため、ミズナラやコナラ等の広葉樹の森で、短いサイクルで**伐採と更新**が繰り返されてきました。

農地が多い中南部地域では、農業に必要な肥料や薪等、地域住民の生活資材を供給する**里山林**が広がっていました。

明治の終わりから昭和の初期までは、瀬戸内の都市に向けた、木炭等の**燃料の供給基地**としての役割と、地域住民のために利用される里山林の役割を果たしていました。

戦後から高度経済成長期にかけて、いわゆる**燃料革命によって**生活の燃料は薪や木炭から石油等の**化石燃料に変化**しました。

この頃から、北部地域を中心に、戦後の木材需要の高まりも受けて、広葉樹の森は伐採され、**スギやヒノキの造林地**に変貌しました。

中南部では、アカマツを主体とする里山林が広がり、**マツタケの生産**が里山の経済活動の一部になっていました。

この様に、時代時代で森林の利用方法は変化します。

現在、スギ・ヒノキ人工林は、**手入れ不足**により下草の無い真っ暗な森が増えています。松くい虫の被害は次第に減少していますが、被害跡地は人の手が入らない雑木林に変貌しつつあります。

このように、高齢化、世代交代による山離れ、不在地主の増加などの要因により、今後、**森林所有者自らが管理できない森林が増加**し、森林の荒廃が進むことが懸念されます。

そのため、**ひろしまの森づくり事業**を活用して森林整備を進めているところですが、昨年4月からスタートした**森林経営管理制度**により、森林所有者自らが管理できない人工林を市が預かる方法で、市内全域の人工林を適正に経営・管理していくことにしています。

具体的には、奥地・急傾斜地等の林業経営に適さない人工林は、針広混交林へ誘導するなど森林の健全性を確保するとともに、林業経営に適した人工林は施業の集約化・路網の整備等により**安定的かつ効率的な林業経営の基盤づくり**を進めていきます。

広葉樹・マツを中心とした天然林については、自然力を活用しながら必要に応じて保全・整備を行って、市民に身近な森としての**里山景観や生物多様性**を確保します。

今回、この三次市森林整備計画を樹立することにより、市民の皆様は三次市の森林の現状と課題を知っていただき、その森林の持つ様々な機能を、これから**どの様にして高めるか**、そして、高められた機能を**いかに享受し利用するか**、関係者を含めて考えていきたいと思えます。

三次市森林整備計画は、5年ごとに見直される10年の計画です。その期間は、森林のサイクルにくらべ短いものですが、5年ごとに様々な新しい技術や考えを吸収し、三次市の森林・林業の将来を見据えた**マスタープラン**として、より良い計画へ更新していきたいと考えています。

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題…………… 1
- 2 森林整備の基本方針…………… 6
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針…………… 9

## II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢…………… 10
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法…………… 10
  - 3 その他必要な事項…………… 11
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項…………… 12
  - 2 天然更新に関する事項…………… 14
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在…………… 15
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準…………… 15
  - 5 その他必要な事項…………… 15
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法…………… 16
  - 2 保育の種類別の標準的な方法…………… 18
  - 3 その他必要な事項…………… 19
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法…………… 20
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法…………… 24
  - 3 森林以外への土砂流出等に注意すべき森林（土砂流出等注意森林）の区域及び当該区域内における施業の方法…………… 25
  - 4 その他必要な事項…………… 26

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針…………… 27
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策…………… 27
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項…………… 28
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項…………… 28
- 5 その他必要な事項…………… 28

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針…………… 29
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策…………… 29
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項…………… 29
- 4 その他必要な事項…………… 29

## 第7 路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項…………… 30
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項…………… 31
- 3 路網の整備に関する事項…………… 31
- 4 その他必要な事項…………… 32

## 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項…………… 33
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項…………… 34
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項…………… 34

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法…………… 35
- 2 その他必要な事項…………… 35

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 ..... 35
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） ..... 35
- 3 林野火災の予防の方法 ..... 36
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ..... 36
- 5 その他必要な事項 ..... 36

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 ..... 37
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 ..... 37
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 ..... 37
- 4 その他必要な事項 ..... 37

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 ..... 38
- 2 生活環境の整備に関する事項 ..... 39
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 ..... 39
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 ..... 39
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 ..... 40
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ..... 40
- 7 国有林と連携した森林整備に関する事項 ..... 40
- 8 その他必要な事項 ..... 40

参考資料

図面1～5 森林整備計画概要図

- 表1 公益的機能別施業森林等の区域
- 表2 森林施業の方法の区域
- 表3 基幹路網の整備計画
- 表4 森林法施工規則第33条第1号口の規定に基づく区域

統計資料1

- 1 人口及び就業構造
  - (1) 年齢層別人口動態
  - (2) 産業部門別就業者数等
- 2 土地利用
- 3 森林転用面積
- 4 森林資源の現況等
  - (1) 保有形態別森林面積
  - (2) 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積
  - (3) 民有林の齢級別面積
  - (4) 保有山林面積規模別林家数
  - (5) 作業路網の状況
    - ア 基幹路網の現況
    - イ 細部路網の現況
- 5 市町村における林業の位置付け
  - (1) 産業別総生産額
  - (2) 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額
- 6 林業関係の就業状況
- 7 林業機械等設置状況
- 8 林産物の生産概況
- 9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

統計資料2 旧市町村別スギ・ヒノキ人工林齢級別面積等